

<第3号議案>

電子申請・届出システムの運用開始時期

<基本方針>

電子申請・届出システムの運用開始時期については、全市町村足並みを揃えて、平成17年1月とする。

例外

市町村合併が平成17年当初に合併が予定されている市町村にあっては、運用開始の延期を認める。開始の時期については、あいち電子自治体推進協議会と協議すること。

平成17年4月以降の市町村合併の取扱い

- ・合併の1か月前に、当該市町村のシステムを停止する。
- ・合併後、速やかに新市のシステムを稼動する。